

1. 本研究の目的

わが国の原子力発電所は、昭和53年初めで、16ヶ所に建設中の運転中である。(運転中の原子炉・14基、建設中の原子炉・14基) 原子力発電所の建設されている地域は、その原電の立地によってさまざまな影響を受け、変化しつつある。放射能の影響については、原電の安全性という観点から多くの報告が出され、議論も出されている。しかし、原子力発電所の建設に伴う投資による効果や立地による地域への影響についてはあまり議論されていない。

本研究の目的は、若狭湾地域に建設された美浜、高浜、大飯のうちの原子力発電所について、それぞれの立地地域にどのような地域変化をもたらしたか、また地域開発のデモとして原電の立地がどのような役割をはたしているのかを述べるものである。

2. 原子力発電所の立地と電源三法

若狭湾地域に建設された原子力発電所の概略は、表-1に示す通りである。若狭湾の東から敦賀原電、美浜原電、大飯原電、高浜原電と並んだ原子炉群は、日本で原子炉が一番濃密な地域と言える。原子力発電所の立地条件としては、1)地盤の良いこと、2)冷却水として大量の水が得られ、処理がしやすいこと、3)広大な用地が得られること、4)港が建設できること、5)人々の集積や工業の集積が少くないことが上げられる。若狭湾地域では、海に突出した半島の先端部に発電所が建設されている。

これらの原電立地の町村は、過疎化傾向に出た昭和30年代後半から昭和40年代の前半に、原電の誘致を決め、過疎対策と地域開発の方法として原電立地を推進してきた。これらの町村が、工業開発のための条件を持つていないことも原電立地を容易にした。

原子力発電所は、一般雇用型産業のように地元地域とのかかわり、あるいは地域経済への影響が小さいため、最初に期待されたような効果は地域に生じなかった。そこで、放射能または原子力による危険性だけが地域負担となるため、原子力発電による受益メリットを立地地域に還元する方法として電源三法が昭和49年に施行された。電源三法に基づき交付金が原電の建設された当該町村とその周辺市町村に交付され、この交付金によって17種類の公共施設の整備が可能になった。

3. 原電立地による地域への影響

原子力発電所によってもたらされる当該地域への影響は、1)電源三法による交付金および税収増による地方財政への影響、2)産業および雇用構造への影響、3)その他の影響とに大別して述べる。

表-1 若狭湾地域の原子力発電所の概略(資料; 福井県の原子力, 553.3)

原子力発電所名	設置者	炉 型	出力	工事費	用地面積	着工年月日	営業運転開始年
美浜発電所/1号機	関西電力(株)	加圧水型軽水炉	34.0万kW	315億円	520,000㎡	昭和42年8月21日	昭和43年11月28日
〃 2号機	〃	〃	50.0 "	363 "		43.12.19	47.7.25
〃 3号機	〃	〃	82.6 "	820 "		47.7.31	51.12.1
高浜発電所/1号機	〃	〃	82.6 "	670 "	2,300,000 "	45.4.21	49.11.14
〃 2号機	〃	〃	82.6 "	620 "		46.2.27	50.11.14
大飯発電所/1号機	〃	〃	117.5 "	1,879 "	1,700,000 "	47.10.21	54 予定
〃 2号機	〃	〃	117.5 "	1,224 "		47.11.14	54 予定
敦賀発電所	日本原子力発電(株)	沸騰水型軽水炉	35.7 "	323 "	1,000,000 "	42.2.27	45.3.14
新型転換炉(ふくみん)	勸業興業団	新型転換炉	16.5 "	685 "	300,000 "	46.8.18	54 予定

α) 交付金および税収増による地域への影響

この影響は原電立地によるメリットとして一番大きく、地域変化の主要原因と考えられる。電源三法による交付金は、原電の工事期間に見合う5ヶ年間交付されるもので、基準単価450円/kwに出力を乗じた額である。高浜町の場合、基準単価450円/kw × 82.6万kw × 2基 × 5ヶ年 = 37億700万円と計算される。そして、この額と同額が、周辺市町村にも交付された。税収は、大規模償却資産税と核燃料税の配分金が大きく、原電の開通としては他の税はたいして大きくない。表-2は、美浜町、高浜町、大飯町における歳入の変化を示したものである。電源三法の施行によってもなつて美浜町、高浜町、大飯町の3町とも歳入規模が大きくなっている。

表-2 美浜町・高浜町・大飯町の歳入変化

年度	美 浜 町		高 浜 町		大 飯 町	
	歳入額	原電分	歳入額	原電分	歳入額	原電分
45	570.4	9.073	556.6		343.3	
46	1065.2	135.0%	844.5		418.4	
47	1211.2	129.993	1032.0		620.5	
48	1686.2	267.885	1146.8		823.3	
49	2598.5	403.248	1177.7		1030.5	
50	2209.4	575.855	2018.0	832.6	1522.2	
51	2497.7	780.108	3442.7	1926.6	1967.6	約65億
52			3248.7	1387.0		
53				1152.4		

※) 原電分とは交付金と大規模償却資産税の合計
 注) 単位は百万円

電源三法による交付金(電源立地促進対策交付金)を中心に、各町は公共投資を大きく、各種の公共施設整備してきた。その整備の順序は、(1)教育施設(校舎、体育館、プールなど)、(2)道路整備(生活基盤の道路改良、舗装など)、(3)公民館および福祉センターの建設、(4)上水道整備、(5)衛生施設(ゴミ処理場、し尿処理場)、(6)農林水産業に係る共同利用施設の整備(農道の整備、漁港の建設、漁港の整備)となっている。税収増分もこれらの公共施設整備に使用されている。したがって、産業基盤整備には、ほとんど町財政は使用されていない。ただ、補助金事業に対する負担分あるいは超過負担分について一般財源からの支出を可能にしていると言える。

β) 産業および雇用構造への影響

原電の立地は、原電関連下請企業を必要とするが、原電建設の投下資本規模から比較すると一般工場誘致による場合より、関連企業を地元が必要としない。表-3に示した原子力発電所と関連企業における雇用者とその地元雇用者数を見ると、地元雇用率が低いことは明らかである。

表-3 原電関連雇用と地元雇用

	発電雇用者	地元雇用者
美浜発電 (下請関連者)	500人	200人 (100人)
高浜発電 (下請関連者)	500人	発電所10数人 (50~60人)
大飯発電 (下請関連者)	250人	60人
工事中雇用者	3600人	35地区300人
定期検査中	600人(4ヶ月間)	

発電所および下請企業そのものが地域の産業と雇用に与える影響は小さいが、建設工事に雇用された人々が一次産業から二次産業雇用者に転換していく点と原電用地を提供した人々が一次産業から二次三次産業雇用者に転換した点で産業構造の変化をもたらした。また、財政収入の増加が公共施設の建設を推進するため、建設業の増加と公務サービスを増加させ、就業構造が変化しつつある。

高浜町では、原電用道路が建設されたことにより、内浦港(外牧取扱い港)が開港され、合板会社が立地した。この合板会社の生産高は高浜町の工業生産高を2倍にした。美浜町、大飯町では原電用道路によって、観光資源(海水浴場、半島めぐり、釣など)を開発し、民宿を増加させた。

γ) その他の影響

用地補償、漁業補償による個人所得の増加は住民の生活水準と様式を一変させた。これはさらに各種の面で変化をひき起しつつある。財政の増大は、減少することが困難なため、新しい原子炉の増設や発電所の新設によって財政を維持しようとする動きとなりつつある。

原電立地によるメリットをどのように地域開発に生かすかを考えなければ、公共施設の維持と住民の福祉水準は保障できなくなると考えられる。原子力の危険性と引換えにして得られるメリットは、当該地域の住民にとって有益なものでなければならぬ。この点を地域開発の中でのどのように考えるのが今後の研究課題である。